

米子市事業継続応援給付金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けている米子市内の事業者に対し、事業を再開、継続していただくための市独自の給付金を支給します。

対象者

次の要件を全て満たす事業者が対象です。
平成31年1月以降に創業された方は別途取扱がありますのでお問い合わせください。

- ☒ 米子市内に事務所又は事業所(新型コロナウイルス感染症の影響により休業している場合を含む。)を有し、事業収入を得ている個人又は法人その他の団体である。
- ☒ 法人その他の団体の場合は、次のいずれかに該当する。
 - ・資本金の額又は出資の総額が10億円未満である。
 - ・資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下である。
- ☒ 次のいずれかに該当する。
 - ・国の持続化給付金の支給が決定した。
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月～12月の任意の1か月の売上が前年同月と比べて売上高が30%以上減少している。
- ☒ 事務所又は事業所における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を行なう。
- ☒ 給付金の支給を受けた後、事業活動を再開し、又は継続する意思がある。

注意



次に該当する場合は対象となりません。
・法人税法第2条第5号に規定する公共法人
・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行なう事業者
・政治団体、宗教上の組織又は団体
・米子市暴力団排除条例に規定する暴力団員等

支給額

支給金額は以下の条件に応じ、10万円、40万円又は50万円です。

対象事業者	支給額
売上が30%以上減少している事業者	10万円
売上が50%以上減少し、かつ、別表の施設を市内で1か所運営している事業者	40万円
売上が50%以上減少し、かつ、別表の施設を市内で2か所以上運営している事業者	50万円

別表

・スポーツジム、スポーツ教室等の屋内運動施設
・バー
・カラオケ
・ライブハウス
・キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店

提出書類

申請書類は市ホームページから印刷するか市窓口にてお受け取りいただけます。
申請は**原則郵送**にて受け付けます。

- ☐ 申請書兼請求書
- ☐ 売上明細書 ※
- ☐ 売上明細書に記載した売上高の確認ができる書類(例:確定申告書(写)、売上台帳等) ※
- ☐ 振込先金融機関口座の確認ができる書類(例:通帳の表面(写)等)
- ☐ 申請額が40万円又は50万円の場合は営業実態がわかる書類(例:営業許可証(写)等)
- ☐ 提出書類チェックシート

※の書類は、国の持続化給付金の給付通知書(写)の添付をもって代えることができます。



申請期間

令和3年2月26日(金)まで

米子市事業継続応援給付金



【お問合せ・申請書提出先】

米子市経済部商工課 事業継続応援給付金受付窓口(市役所第2庁舎2階)
住所: 〒683-0067 米子市東町161-2 電話: 070-7574-6601、070-7574-6602

